藤　地　第1273号

令和６年３月28日

（介護予防）地域密着型サービス事業者　　様

　　居宅介護支援事業者　様

　　介護予防支援事業者　様

　　介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業者　様

藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課長

【重要】令和６年度介護報酬改定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

　令和６年４月１日からのサービス提供に当たり、令和６年度介護報酬改定により新設された介護給付費（加算を含む。以下同じ。）を算定する場合や既存の介護給付費の算定を見直す場合などにあっては、下記のとおり、『介護給付費算定に係る体制等に関する届出書』等を事業所ごとに、提出してください。

　なお、今回お示しした様式等については、現時点で厚生労働省から示されている様式等を基に作成していますが、今後内容が訂正される場合や追加で添付書類等の提出が必要になる場合があることを御承知おきください。

記

１　提出期限　　令和６年４月５日（金）

２　加算の届出の考え方

　　サービスごとの加算の届出（「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出）が必要な場合や注意点は、別添「Ⅰ-資料６\_介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」及び「Ⅱ－資料５　介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について」を参照してください。**新設の加算等の算定の有無に関わらず、必ず確認をお願いします。**

**なお、「高齢者虐待防止措置実施の有無」及び「業務継続計画策定の有無」については、届出がない場合は、減算型とみなされます。減算しない事業所は必ず届出書を提出してください。**

**※上記の減算の対象にならないサービス（居宅介護支援等）は届出書の提出は不要です。**

　　既存の加算から要件や種別等の変更がある内容について、別紙のとおりまとめております。

３　提出書類（下記(1)～(3)は藤枝市ホームページに掲載）

　(1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　　・サービス種類ごとに作成して下さい。ただし、同一サービス事業に係る地域密着型サービスと介護予防地域密着型サービスは１枚の届出書に記載できます。

　(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（サービス別様式）

　(3) 添付書類（別紙5～51）

　　・添付の必要な書類については、上記(2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の備考欄に記載されていますので各サービス様式を御確認ください。なお、様式等の内容が変更になった場合や追加で添付書類等の提出が必要になった場合は改めてご連絡します。

　　・添付書類は、今回新たに算定する加算・減算や算定区分等が変更になる加算に関して提出してください（従来から算定している加算で変更が発生しないものについては添付書類は不要です。）

４　提出部数　１部（※事業所控え分の部数は含まれていません）

５　提出方法　　藤枝市地域包括ケア推進課に、メール、郵送又は持参にて提出してください。

　　＜メールの場合＞　chiikicare@city.fujieda.lg.jp

＜郵送の場合＞

　　　　〒426-8722　藤枝市岡出山１丁目１１－１　藤枝市地域包括ケア推進課　地域支援係

　　＜持参の場合＞　藤枝市岡出山１丁目１１－１　藤枝市役所　西館１階

６　その他注意事項

　(1) 提出期限について

　　　今回の提出期限は、今回の制度改正に係る加算等について令和６年４月１日から適用するための特例として定められた提出期限です。今後の加算の届出は、通常の基準どおりの対応となりますのでご注意ください（例：加算算定月の前月15日（認知症対応型共同生活介護は前月の月末。）

　(2) 介護職員（等特定）処遇改善加算について

令和６年度に介護職員処遇改善加算等を算定する場合に、令和６年６月１日より加算の種別等が変更になります。『介護給付費算定に係る体制等に関する届出書』及び『介護給付費算定に係る体制等状況表』を令和６年５月15日まで（認知症対応型共同生活介護は５月31日）までに提出していただく必要があります。

※『介護給付費算定に係る体制等状況一覧表』は４月及び５月と６月以降で様式が異なりますので、ご注意ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　地域包括ケア推進課　細川

　　電　話　054-643-3225

メール　chiikicare@city.fujieda.lg.jp

別紙

以下の加算は既存の加算から要件や種別等の変更があったため、加算を継続して算定する又は種別を変更する場合は届出が必要になります。

別添「Ⅰ-資料６\_介護給付費算定の届出等に係る留意事項について」及び「Ⅱ－資料５　介護予防・日常生活支援総合事業費算定の届出等に係る留意事項について」から抜粋した内容です。下記の記載以外に、新設する加算や加算の変更となる内容がありますので、必ず両者を確認してください。

〇居宅介護支援

　・ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制

（現行の「情報通信機器等の活用等の体制」より名称及び要件が変更。算定をする場合は届出の提出が必要。）

〇定期巡回・随時対応型訪問介護看護

・緊急時訪問看護加算

（現行で「あり」の事業所は変更がなければ届出は不要です。届出がない場合「Ⅱ」とみなします。）

・総合マネジメント体制強化加算

（現行で「あり」の事業所は変更がなければ届出は不要です。届出がない場合「Ⅱ」とみなします。）

〇（介護予防）小規模多機能型居宅介護

・総合マネジメント体制強化加算

（現行で「あり」の事業所は変更がなければ届出は不要です。届出がない場合「Ⅱ」とみなします。）

〇（介護予防）認知症対応型共同生活介護

・医療連携体制加算Ⅰ

（現行で「Ⅰ」・「Ⅱ」・「Ⅲ」の事業所は変更がなければ届出は不要です。届出がない場合はそれぞれ「Ⅰハ」・「Ⅰロ」・「Ⅰイ」とみなします。）

〇看護小規模多機能型居宅介護

・総合マネジメント体制強化加算

（現行で「あり」の事業所は変更がなければ届出は不要です。届出がない場合「Ⅱ」とみなします。）

・緊急時対応加算

（「緊急時訪問看護対応加算」より名称及び要件が変更。算定をする場合は届出の提出が必要。）

〇旧介護予防通所介護相当サービス（通所型サービス（独自））

・一体的サービス提供加算

（「選択的サービス複数実施加算」より名称及び要件が変更。算定をする場合は届出の提出が必要。）